

マージン率等の情報提供について

6/30/2025

株式会社JobTREE

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

令和6年度における情報提供を下記のとおり公開いたします。

対象期間：令和6年5月1日～令和7年4月30日

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金に平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第2位以下を四捨五）

1. 派遣労働者の数	114人
2. 派遣先の数	30ヶ所
3. 派遣料金の平均額（8h 平均）	14,637円
4. 派遣労働者の賃金の平均（8h 平均）	11,186円
5. マージン率	24.00% * マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用、オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
6. 教育訓練に関する事項	
・ 訓練の内容について	作業訓練（検品・仕分）・OA操作等
・ 訓練の方法について	OFF-JT
・ 訓練費用の負担額（無償・有償）について	無償
・ 賃金支給（有給・無給）について	有給
7. 福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断
8. 派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定締結の有無	有
9. 当該労使協定の対象となる派遣 労働者の範囲	全ての派遣労働者
10. 当該労使協定の有効期間の終期	3/31/2026

・ キャリアコンサルティングの相談窓口：本社 TEL 044-863-9919